

第32回社会福祉士・第22回精神保健福祉士 国家試験 受験対策 web 講座

更生保護制度

水藤 昌彦(山口県立大学)

現職

山口県立大学社会福祉学部社会福祉学科 教授
専門は司法福祉、フォレンジック・ソーシャルワーク、刑事政策

略歴

モナシュ大学大学院修了 (Master of Social Work)
九州大学大学院法学府博士後期課程 (法政理論専攻) 単位取得満期退学
2001 年よりビクトリア州政府ヒューマン・サービス省にて、障害のある犯罪行為者への対応などに関わる。
2008 年より社会福祉法人に勤務し、障害者福祉領域で働く。
2011 年より山口県立大学社会福祉学部社会福祉学科 准教授。2017 年より現職。
独立行政法人国立のぞみの園参事を兼務。地域生活定着支援センター、障害福祉サービス事業所、学校、自立支援協議会などへのコンサルテーション、研修の企画などにも携わっています。

主な共著書

『「司法と福祉の連携」の展開と課題』(現代人文社、2018 年)
『司法福祉 [第2版]』(法律文化社、2017 年)
『触法障害者の地域生活支援』(金剛出版、2017 年)
『更生支援計画をつくる』(現代人文社、2016 年) など

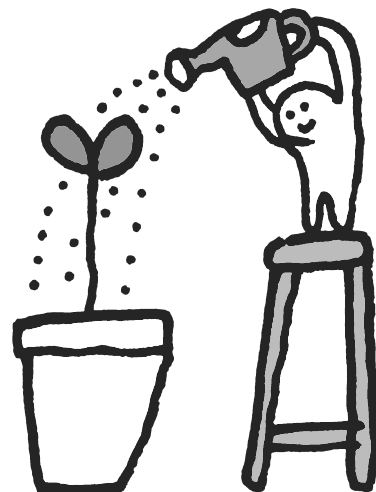
趣味

旅行と料理

受験生の皆さんへのメッセージ

この科目の受験勉強は、普段は聞き慣れない言葉や概念がたくさん出てくるので、正直、たいへんだろうと思います。そして、刑事司法に関わった人とのソーシャルワークは、あまり馴染みがない領域かもしれませんから、勉強へのモチベーションが持ちにくいこともあるのではないのでしょうか。

しかし、犯罪や非行は、社会的排除や貧困、虐待、いじめ、差別といった、人の生きづらさと密接に関係していて、社会福祉と決して無関係ではありません。地域での生活支援に関われば、どこかで出会う可能性のある問題でもありますから、そういった視点から学ぶことへのやりがいを感じていただければ幸いです。試験がうまくいくことをお祈りしています。

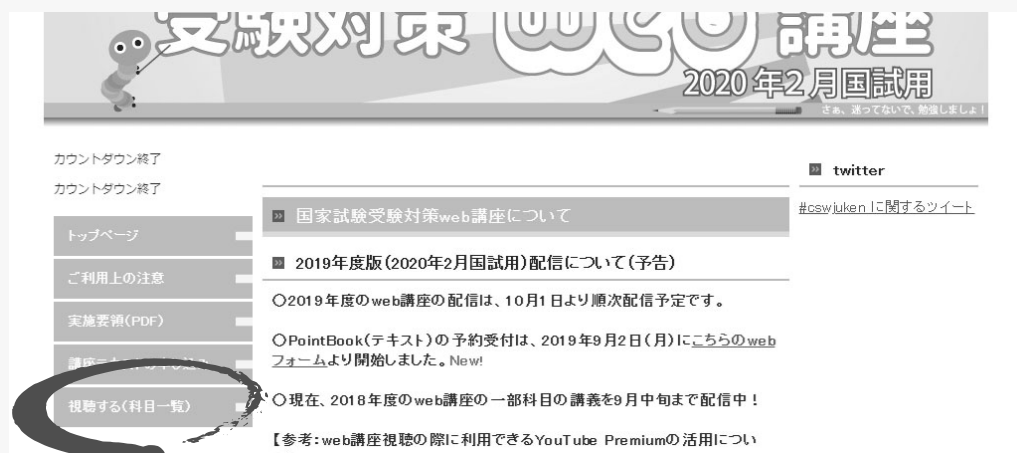


受験対策 web 講座



アクセス用 QR コード

- ① 日本ソーシャルワーク教育学校連盟
ホームページに開設されている『社会福祉士・
精神保健福祉士国家試験受験対策 web 講座
特設サイト』にアクセスしてください。
- ② ホームページの左側にある【視聴する（科目一覧）】各科目名をクリック
すると、該当科目の講座映像が視聴できます。



- ③ このページ下部の『web 講座の利用について』『ご利用の前に』をよく
お読みの上、視聴してください。

受験対策 web 講座の 利用について

本連盟がこの web 講座映像配信で利用している動画配信サイト【YouTube】は、利用規約により、講座映像の商用利用を禁止しています。

この web 講座を、パブリックビューイング形式（独自に会場等を設定して講義映像を放映し、複数の方が視聴すること）で利用する場合、参加費等の費用を視聴者から徴収することはできませんのでご注意ください。さらに、受験対策 Point Book をコピーして配布することは、固く禁じます。

なお、【YouTube】の利用規約に違反し、損害賠償や訴訟等法的措置が講じられた場合は、当該違反者がその責任を負うものとし、本連盟は一切の責任を負いません。

ご利用の前に

- 『受験対策 web 講座』映像や『受験対策 Point Book』は、国家試験直前の受験対策として本連盟が作成しています。『受験 web 講座』映像や『受験対策 Point Book』は、必ずしも国家試験の合格を保障するものではありませんので、各自の判断によりご利用ください。web 講座映像や受験対策 Point Book の視聴・購読によって、視聴した者及びその関係者が不利益を被った場合も、本連盟及び当該科目担当講師は一切責任を負いません。
- 本講座では、個人からの講義内容に関する本連盟及び講師への意見・質問・疑義照会は受け付けておりません。
- 『受験対策 Point Book』は、各講師が国家試験までに最低限押えておくべきポイントを絞って作成しています。講義内で口頭のみで説明している内容は、各自調べて理解を深めてください。
- 『受験対策 web 講座』映像や『受験対策 Point Book』の内容に万が一訂正があった場合は、特設サイト内の当該講座の視聴ページに訂正・補遺を掲載します。
- 『受験対策 Point Book』の点訳資料及び講義映像内の字幕・手話通訳はご用意できません。
- 乱丁・落丁本はお取り替えしますので、現物を着払いでご返送ください。

出題基準と問題の傾向

- ・「更生保護」の科目は、例年4問ずつの出題が定着しています。
- ・出題基準の大項目は、以下の5つとなっています。

①更生保護制度の概要、②更生保護制度の担い手、③更生保護制度における関係機関・団体との連携、
④医療観察制度の概要、⑤更生保護における近年の動向と課題

受験対策上のポイント

- ・更生保護は、犯罪や非行をした人への処遇制度のなかに位置づけられています。そのため、刑事司法手続、及び非行少年に対する手続の全体像をまずとらえて、そのなかのどのような局面で更生保護につながるのかを理解することが重要です。
- ・医療観察法は、それ自体に独立した手続が定められています。内容を知らなければ解答の難易度が増します。また、医療観察法制度については比較的頻繁に出題されています。

I. 更生保護の制度と概要

1. 更生保護法

- ・2004（平成16）年、2005（平成17）年に保護観察対象者による重大再犯事件が発生→再犯防止機能強化を求める世論
→法務省「更生保護のあり方を考える有識者会議」（2005（平成17）年7月～2006（平成18）年6月）
- ・2007（平成19）年「**更生保護法**」制定
→「再犯防止」を法の目的に明記、遵守事項の整理と充実、特別遵守事項として専門的処遇プログラムの整備など

2. 更生保護の主な内容

①保護観察、②生活環境調整、③仮釈放・少年院からの仮退院等、④応急の援護及び更生緊急保護、⑤犯罪予防活動、⑥恩赦

3. 更生保護制度

法* 第1条（目的）

この法律は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする。

*以下、法とのみ記載したものは「更生保護法」を指す。

更生保護は刑事司法制度の一部であり、福祉制度ではない。

【福祉制度との主な違い】

- ・国が直接、独占的に行うのが基本（民間の関与もあるが、あくまでも関与にとどまる）
- ・都道府県や市町村は「協力する」立場
- ・対象者は「犯罪をした者及び非行のある少年」であって、全国民ではない。
- ・強制を伴う不利益処分として自由を制限する側面がある。
→人権保障の観点から、法律上、厳格に権限が分掌され、期間・方法にも限定あり

4. 更生保護に至るまで：刑事司法手続と非行少年に対する手続

1) 刑事司法手続（成人）の流れ → 文末【図-3 刑事司法手続（成人）の流れ】

- ・不起訴処分＝検察官の事件処理のうち、公訴を提起しない処分。
- ・刑の執行猶予＝裁判所は、刑を宣告する際、一定の要件を満たす者に対して、一定期間その執行を猶予することができる。執行猶予中に一定の事由が生じた場合には、執行猶予が取り消され、当初に言渡された刑がそのまま執行される。一方、執行猶予期間が経過すると、自動的に刑の言渡しが無効を失う。 → 刑の一部執行猶予の詳細については、「V. の5.」を参照。
- ・矯正施設＝刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院、婦人補導院の総称。
- ・仮釈放（後述）⇔満期釈放

2) 非行少年に対する手続の流れ → 文末【図-4 非行少年に対する手続の流れ】

- ・少年法でいう「少年」：20歳に満たない者（少年法2条1項）
- ・家庭裁判所による「調査」と「審判」
- ・審判に付すべき少年の3類型（少年法3条1項）

犯罪少年	罪を犯した <u>14歳以上20歳未満</u> の者（刑事責任を問うこともできるが、少年法による保護処分が優先する）
触法少年	<u>14歳未満</u> で「刑罰法令に触れる行為」をした者（刑事責任を問える年齢に達していないために犯罪は成立しないが、保護処分の対象となる）
虞犯少年	一定の事由があつて将来犯罪または触法行為を行うおそれのある <u>20歳未満</u> の者

- ・触法少年、14歳未満の虞犯少年は、児童福祉法上の措置が優先し、まず児童相談所などに通告し、家庭裁判所は、児童相談所長などから送致を受けた場合に限り審判に付することができる。
- ・家庭裁判所による決定 → ①審判不開始 or ②不処分 or ③保護処分 or ④児童相談所長等送致 or ⑤検察官送致（逆送）
- ・保護処分：a. 保護観察処分、b. 少年院送致、c. 児童自立支援施設等送致

5. 更生保護の機関

名 称	組 織	所掌事務
中央更生保護審査会	委員長、委員4名	法務大臣への個別恩赦の実施申し出など（法4条）
地方更生保護委員会	3人以上の政令で定める人数（15人以内）の委員	刑事施設からの仮釈放、少年院からの仮退院等の可否を決定するなど（法16条）
保護観察所	地方裁判所の管轄区域ごとに設置	保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護の実施、犯罪予防活動の促進等の業務、医療観察の実施など（法29条）

6. 保護観察

- 1) 目的：犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において、遵守事項等を守るように必要な指示、措置を執る等の指導監督、及び自立した生活をできるように住居の確保や就職の援助などの補導援護を行うもの。
- 2) 対象者：「刑事司法手続の流れ」と「非行少年に対する手続の流れ」参照

号種	対象者	期間
1号	保護観察処分少年（家庭裁判所の決定で保護処分としての保護観察に付された少年）	言渡しの日から少年が20歳に達するまで その期間が2年に満たないときは2年間
2号	少年院仮退院者（家庭裁判所の決定で少年院に送致されたのち、仮退院を許された少年）	仮退院の日から原則は20歳に達するまで
3号	仮釈放者（裁判所で実刑判決を受け、刑事施設で受刑したのち、仮釈放を許された人）	仮釈放の日から残刑期間の満了まで
4号	保護観察付執行猶予者（裁判所で刑の執行を猶	裁判の確定の日から執行猶予の期間満了まで

	予され保護観察に付された人)	1～5年の範囲内
5号	婦人補導院仮退院者	補導処分の残りの期間

3) 実施機関：保護観察所

- ・方法：保護観察官と保護司が協働して、「指導監督」と「補導援護」を行う。
- ・内容：遵守事項（一般遵守事項と特別遵守事項）及び生活行動指針を定め、保護観察対象者がこれを守るように指導監督／補導援護を行う。遵守事項に違反した場合には「不良措置」（仮釈放の取消し、刑の執行猶予の取消しなど）がとられることもある。

【一般遵守事項】

- ① 再び犯罪をすることがないよう、または非行をなくすよう健全な生活態度を保持すること。
- ② 次に掲げる事項を守り、保護観察官および保護司による指導監督を誠実に受けること。
 - イ) 保護観察官または保護司の呼出しまたは訪問を受けたときは、これに応じ、面接を受けること。
 - ロ) 保護観察官または保護司から、労働または通学の状況、収入または支出の状況、家庭環境、交友関係その他の生活の実態を示す事実であって指導監督を行うため把握すべきものを明らかにするよう求められたときは、これに応じ、その事実を申告し、またこれに関する資料を提示すること。
- ③ 保護観察に付されたときは、速やかに、住居を定め、その地を管轄する保護観察所の長にその届出をすること。
- ④ 保護観察に付されたときに保護観察所の長に届け出た住居または転居することについて保護観察所の長から許可を受けた住居に居住すること。
- ⑤ 転居または7日以上の旅をするときは、あらかじめ、保護観察所の長の許可を受けること。

【特別遵守事項】

- ① 犯罪性のある者との交流、いかがわしい場所への出入り、遊興による浪費、過度の飲酒その他の犯罪または非行に結びつくおそれのある特定の行動をしてはならないこと。（具体例：共犯者との交際を断ち、一切接触しないこと。パチンコ店やスロット店に出入りしないこと。）
- ② 労働に従事すること、通学することその他の再び犯罪をすることがなくまたは非行のない健全な生活態度を保持するために必要と認められる特定の行動を実行し、または継続すること。（具体例：就職活動を行い、または仕事をすること。深夜に無断外出しないこと。）
- ③ 7日未満の旅行、離職、身分関係の異動その他の指導監督を行うため事前に把握しておくことがとくに重要だと認められる生活上または身分上の特定の事項について、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官または保護司に申告すること。（具体例：3日以上の外泊をするときは、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官または保護司に申告すること。）
- ④ 医学、心理学、教育学、社会学その他の専門知識に基づく特定の犯罪傾向を改善するために体系化された手順による処遇として法務大臣が定めるものを受けること。（具体例：暴力防止プログラムを受けること。）
- ⑤ 法務大臣が指定する施設、保護観察対象者を監護すべき者の居宅その他の改善更生のために適当と認められる特定の場所であって、宿泊の用に供されるものに一定の期間宿泊して指導監督を受けること。
- ⑥ 善良な社会の一員としての意識の涵養および規範意識の向上に資する地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を一定の時間行うこと。（具体例：公共の場所での環境美化活動を行うこと。）
- ⑦ その他指導監督を行うためにとくに必要な事項。（具体例：被害者等の身辺につきまといわないこと。）

・特別遵守事項の④「法務大臣が定める処遇プログラム」

- 特定の犯罪傾向を改善するために、法務大臣が定める専門的処遇を受けることが特別遵守事項として義務付けられる場合がある。
- a. 性犯罪者処遇プログラム、b. 薬物再乱用防止プログラム、c. 暴力防止プログラム、d. 飲酒運転防止プログラム

・特別遵守事項の⑥「社会貢献活動」→2013（平成25）年の法改正で新たに導入

- 目的：保護観察対象者が、地域社会に貢献する活動を行うことを通じて立ち直ること。
- 社会の役に立つ体験を通じて、人の役に立てるという感覚や社会のルールを守る意識を育む。
- 活動内容：公共の場所での清掃、福祉施設での介護補助、落書き消しや除雪など。

7. 仮釈放等

1) 定義

矯正施設に収容されている人を収容期間の満了前に釈放して更生の機会を与え、その円滑な社会復帰を図ろうとする処分。

2) 種類

①懲役または禁錮の受刑者の仮釈放、②拘留受刑者又は労役場留置者の仮出場、③少年院の在院者の仮退院、④婦人補導院の在院者の仮退院

3) 決定機関

地方更生保護委員会（3人以上で、政令で定める人数以内の委員で組織）

4) 根拠（仮釈放の場合）

懲役又は禁錮に処せられた者に改悛の状があるときは、有期刑についてはその刑期の3分の1を、無期刑については10年を経過したのち、行政官庁の処分によって仮に釈放することができる（刑法28条）。

→実際には刑の執行率（言渡された刑に対して、実際に刑務所に収容される期間の割合）が70%未満で仮釈放されることはほばない。また、無期刑の場合は刑の執行期間30年未満で仮釈放されることはほばない。

5) 基準（仮釈放の場合）

①法定期間の経過（刑期の三分の一が経過したとき）、②悔悟の情及び改善更生の意欲がある、③再び犯罪をするおそれがない、④保護観察に付することが改善更生のために相当である、⑤ただし、社会の感情が仮釈放を是認すると認められないとき、は仮釈放を許すとは限らない。

8. 生活環境の調整

1) 受刑者・少年院被収容者に対する生活環境の調整（法82条）

犯罪や非行をして刑事施設や少年院に収容されている者の釈放後の社会復帰を円滑にするために実施される調査や調整のこと。

2) 保護観察付執行猶予者の裁判確定前の生活環境の調整（法83条）

判決の言渡し後、保護観察が実施されない裁判確定までの期間にあつて、保護観察付執行猶予者の同意を得たうえでその後の保護観察を円滑に進めるために実施される調査や調整のこと。

3) 調整・調査の主な事項

①住居の確保、②引受人の確保、③引受人およびその家族関係者の理解、④就業先の調整、⑤改善更生を妨げるおそれのある生活環境からの離脱、⑥公共の衛生福祉に関する機関その他の機関からの必要な援助の確保など

9. 更生緊急保護

1) 実施機関

国の責任（更生緊急保護にかかる費用は国が負担）において行う。実施・運用＝保護観察所長

2) 対象者

逮捕・勾留後に不起訴になった場合、執行猶予判決が言渡されて釈放された場合、刑務所から満期釈放された場合など、いったん身体拘束された後に釈放された者で、保護観察の対象とならない者＝刑事上の手続または保護処分による身体の拘束が解かれた者のうち、保護観察の対象とならない者を支援する制度

3) 内容

①金品の給与・貸与、②宿泊場所の供与、③宿泊場所への帰住の支援、④医療又は療養を助ける、⑤就職を助ける、⑥教養訓練を助ける、⑦職業を補導する、⑧社会生活に適応させるために必要な生活指導、⑨生活環境の改善又は調整

4) 方法

①自庁保護、②委託保護（ただし、委託保護でも保護観察所長が実施機関）

5) 実施される期間

原則、刑事手続等による身体拘束を解かれたのちの6か月以内。
特に必要があるときは、さらに6か月以内で延長可能。

6) 実施要件

親族の援助、衛生福祉等の機関から改善更生に必要な保護を受けられない又はこれらの援助、保護のみでは改善更生ができないと認められる場合。

10. 犯罪被害者等支援・犯罪予防活動

1) 経緯

2004（平成16）年 犯罪被害者基本法の成立 →2007（平成19）年 更生保護における犯罪被害者等施策の開始

2) 内容

- ① 地方更生保護委員会が行う加害者の仮釈放等の審理で、意見等を述べることができる。
 - ② 被害に関する心情等を聴き、これを保護観察中の加害者に伝える。
 - ③ 加害者の仮釈放・仮退院審理や保護観察の状況等の情報を希望する被害者や遺族等に通知する。
 - ④ 保護観察所の被害者専任の担当者が相談に応じる、被害者や遺族等のための制度や手続等に関する情報を提供する。
- ①～③を希望する場合は、申出手続が必要。申出可能な者：a. 仮釈放・仮退院の審理の対象となっている加害者の犯罪等により被害を受けた者（被害者本人）、b. 被害者の法定代理人、c. 被害者が死亡した場合またその心身に重大な故障（病気やけがなど）がある場合はその配偶者、直系親族又は兄弟姉妹

11. 恩赦

1) 定義

行政権によって、国家刑罰権を消滅させ、裁判の内容を変更させ、または裁判の効力を変更もしくは消滅させる行為。

2) 政令恩赦と個別恩赦

政令恩赦＝不特定、多数の者に対し、政令で罪や刑の種類、基準日等を定め、その要件に該当する者について、すべて一律に行われる。

個別恩赦＝有罪が確定した特定の者に対して、本人の性格、行状、違法な行為をするおそれがあるかどうか、本人に対する社会の感情、その他関係のある事項を総合勘案したうえで行われる。

3) 個別恩赦の種類と効力

特赦	有罪の言渡し of 効力そのものを失わせる。
減刑	言渡しを受けた刑を減輕し、又は刑の執行を減輕する。
刑の執行の免除	確定した刑の執行を将来に向かって全部免除する。
復権	刑の執行を終了した人等に対し、法令の定めにより喪失し又は停止されている資格を回復させる。

II. 更生保護制度の担い手

1. 保護観察官（法31条）

- ・ 地方更生保護委員会、保護観察所に置かれる常勤の国家公務員
- ・ 保護観察、調査、生活環境の調整、その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護並びに犯罪の予防に関する事務に従事。全国に約1,000名

2. 保護司（法32条、保護司法）

社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを使命とする（保護司法1条）。

1) 身分 法務大臣が委嘱する、無報酬の非常勤国家公務員（実費弁償のみ）。

2) 任期 2年間（再任を妨げない）

3) 要件

①人格及び行動について社会的信望を有すること、②職務の遂行において必要な熱意及び時間的余裕を有すること、③生活が安定していること、④健康で活動力を有すること、を満たす者

4) 職務

①保護観察に付されている者の指導監督・補導援護、②刑事施設又は少年院に収容されている者の生活環境の調整、③犯罪予防活動

5) 職務区域と組織

- ・原則として**保護区**内（保護区＝法務大臣が都道府県の区域を分けて定める。土地の人口、経済、犯罪状況等を考慮して定められる。全国に 886 区域があり、47,641 名の保護司が活動している（2018（平成 30）年現在）。保護司の研修や犯罪予防活動等も行う）
- ・保護区ごとに**保護司会**を組織。保護司会は連合して都道府県ごとに保護司連合会を組織する（保護司法 13、14 条）。

6) 更生保護サポートセンター

- ・保護司、保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。全国に 501 か所がある（2018（平成 30）年 3 月現在）。
- ・市町村や公的機関の一部を借用し、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐して、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワーク等の構築を行っている。
- ・自宅などで面接が困難な保護司が利用できる面接室を備えている。

3. 更生保護施設

1) 概要：主として保護観察所から委託を受けて、住居がない、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが困難な、保護観察及び更生緊急保護の対象者に宿泊の場、食事、就職援助、生活指導等をする施設。

2) 施設数：全国に 103 施設（2018（平成 30）年 6 月現在）。

3) 提供内容 基本的取組：生活・金銭管理・交友関係・就労・飲酒等の指導。

その他施設ごと：酒害・薬害教育、SST、コラージュ療法、料理教室、就労支援講座等

4) その他

- ・**指定更生保護施設**＝適当な帰住先がなく、かつ、高齢又は障害により福祉サービス等を受けることが必要であるが、出所後直ちに福祉による支援を受けることが困難な者について、一旦更生保護施設に受け入れ、福祉への移行準備及び社会生活に適応するための指導や助言を内容とする特別処遇を行う施設。社会福祉士等の職員の配置、バリアフリー等の施設整備がなされている。全国で 71 施設が指定されている（2018（平成 30）年 4 月現在）。
- ・**薬物処遇重点実施更生保護施設**＝薬物処遇に関する専門職員を配置し、薬物依存がある保護観察対象者等への依存からの回復に重点を置いた処遇を実施する施設。全国で 25 か所（2018（平成 30）年 4 月現在）。

4. 民間協力者

1) BBS 会（Big Brothers and Sisters Movement）

概要：犯罪や非行のない社会の実現を目的に、兄や姉のような身近な存在として少年たちの自立支援のための活動を行う青年ボランティア団体。全国に 4,459 人の会員がいる（2018（平成 30）年 4 月現在）。

理念：友愛とボランティア精神を基礎とし、少年たちと同じ目線で共に学び考えること。

活動：ともだち活動、非行防止活動、自己研鑽。通常、保護観察所、警察、家庭裁判所、児童相談

所等から依頼を受ける。

2) 更生保護女性会

概要：犯罪や非行のない地域社会を実現しようとするボランティア団体。全国で15万7,658人の会員がいる（2018（平成30）年4月現在）。

活動：刑事施設、少年院が行う行事への参加協力、更生保護施設入所者支援、社会貢献活動など

3) 協力雇用主

犯罪・非行の前歴等があることにより、定職に就くことが困難な保護観察や更生緊急保護対象者を、その状況を理解した上で雇用し、改善更生に協力する雇用主。2006（平成18）年「**刑務所出所者等総合的就労支援対策**」で公共職業安定所に登録されるようになった。

Ⅲ. 更生保護制度における関係機関・団体との連携・情報共有

1. 刑事司法に関係する機関

相手先	内容
家庭裁判所	①保護観察処分少年について特別遵守事項を定め、または変更するときの意見聴取。 ②保護観察対象者が正当な理由なく出頭に応じないときなど引致状の発付を求める。 ③保護観察処分少年が遵守事項を遵守せず、その程度が重いときは、少年院送致等の決定を申請することができる。 ④保護観察所長の申出により、地方更生保護委員会は、少年院仮退院者が遵守事項を遵守しなかったと認めるとき、少年を少年院に戻して収容する旨の決定を申請することができる。
地方（簡易）裁判所	①保護観察付執行猶予者について特別遵守事項を定め、または変更するときの意見聴取。 ②保護観察対象者が正当な理由なく出頭に応じないときなどは、裁判官に引致状の発付を求めることができる。 ③地方更生保護委員会が仮釈放を許可するか否かの審理で裁判官の意見を求めることができる。
検察官	①刑事施設や少年院から仮釈放・仮退院を許すか否かの審理の際、必要なときは意見聴取ができる。 ②検察官は、被疑者を釈放する場合に必要があると認めるときは、その者に対し、更生緊急保護の制度や手続を教示しなければならない。 ③更生緊急保護を行う必要があるか否かを判断するにあたっては、その申出をした者の刑事手続に関与した検察官の意見を聴かなければならない。
少年院	①地方更生保護委員会は、仮退院審理の際に対象者が収容されていた少年院の長の意見を聴かなければならない。 ②更生緊急保護を行う必要があるか否かを判断するにあたっては、その者が収容されていた少年院の長の意見を聴かなければならない。
刑事施設	①地方更生保護委員会は、仮釈放審理の際に対象者が収容されていた刑事施設の長の意見を聴かなければならない。 ②更生緊急保護を行う必要があるか否かを判断するにあたっては、その者が収容されていた刑事施設の長の意見を聴かなければならない。

2. 公共職業安定所（ハローワーク）

1) 「刑務所出所者等総合的就労支援対策」（2006（平成18）年から、法務省と厚生労働省が連携して開始）

①矯正施設・保護観察機関と職業安定機関との連携強化、②刑務所受刑者及び少年院在院者に対する就労支援の促進、③保護観察対象者及び更生緊急保護対象者に対する就労支援の促進、④協力雇用主の拡大

2) 公共職業安定所において以下の取組を開始

①求人開拓から就職までの一貫した支援、②トライアル雇用や職場体験の紹介、③セミナーや事業所見学会の紹介など、特別の就職支援

3. 福祉機関・団体との連携

保護観察所長は、保護観察対象者が適切な医療・食事・住居など健全な社会生活を営むために必要な手段を得られず、改善更生が妨げられる場合は、公共の衛生福祉に関する機関等から必要な応急救護を得られるよう援護しなければならない（法62条1）。

1. **医療観察法**（「心神喪失等の状態で重大な加害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」
2003（平成 15）年成立、2005（平成 17）年施行）

心神喪失等の状態で重大な加害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とする（医療観察法1条）。

特に①重大な他害行為（対象行為）を行い、行為時に②心神喪失又は心神耗弱の状態にあった精神障害者。

②心神喪失又は心神耗弱の状態

(刑法 39 条 1 項) 心神喪失者の行為は罰しない。
心神喪失：精神障害により、物事の是非善悪を弁別する能力またはその弁別に従って行動する能力が失われた状態のこと。

（刑法 39 条 2 項）心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する。

心神耗弱：精神障害により、物事の是非善悪を弁別する能力またはその弁別に従って行動する能力が著しく低い状態のこと。

犯罪とは、①構成要件に該当する、②違法で、③有責な行為

4-9-3-1 図 心神喪失者等医療観察法による手続の流れ

The flowchart is organized into three main vertical sections representing different stages of the process:

- 審判 (入院又は通院の決定手続) (Court Judgment (Procedure for Decision on Admission or Outpatient Treatment))**
 - 対象行為 (Target Act) leads to 警察 (Police).
 - 警察 leads to 検察庁 (Prosecutor's Office) via 送致 (Transfer).
 - 検察庁 leads to 裁判所 (Court) via 起訴 (Prosecution).
 - 裁判所 leads to 検察官 (Prosecutor) via 心神喪失等で無罪等の確定裁判 (Definitive judgment of insanity or other reasons for acquittal).
 - 検察官 leads to 地方裁判所 (審判) (District Court (Judgment)).
- 指定入院医療機関による医療 (Medical Observation by Designated Hospital)**
 - 地方裁判所 (審判) leads to 鑑定医 (Appraiser) and 保護観察所 (Probation Office).
 - 鑑定医 leads to 鑑定 (Appraisal).
 - 保護観察所 leads to 生活環境の調査 (Investigation of Living Environment).
 - 鑑定 and 生活環境の調査 lead to 入院決定 (Admission Decision).
 - 入院決定 leads to 指定入院医療機関 (Designated Hospital for Admission).
 - 指定入院医療機関 leads to 退院許可等申立て (Application for Discharge Permission, etc.) to 地方裁判所 (審判).
 - 地方裁判所 (審判) leads to 退院許可決定 (Discharge Permission Decision).
 - 退院許可決定 leads to 指定通院医療機関 (Designated Hospital for Outpatient Treatment).
 - 指定入院医療機関 leads to 通院決定 (Outpatient Treatment Decision).
 - 通院決定 leads to 指定通院医療機関.
 - 指定通院医療機関 leads to 医療を行わない旨の決定 (Decision to Not Provide Medical Treatment).
 - 指定通院医療機関 leads to 医療終了決定 (Decision to End Medical Treatment).
- 地域社会における処遇 (Disposition in the Community)**
 - 指定通院医療機関 leads to 都道府県・市町村 (精神保健福祉センター・保健所等) (Prefecture/City/Town/Village (Mental Health Welfare Center, Health Center, etc.)).
 - 都道府県・市町村 leads to 関係機関相互間の連携確保 (Ensuring Cooperation between Related Organizations).
 - 関係機関相互間の連携確保 leads to 保護観察所 (Probation Office) and 精神保健観察 (Mental Health Observation).
 - 保護観察所 and 精神保健観察 lead to 障害福祉サービス事業者等 (Disability Welfare Service Providers, etc.).
 - 指定通院医療機関 leads to 処遇実施計画に基づく処遇 (Disposition based on the Disposition Implementation Plan).
 - 処遇実施計画に基づく処遇 leads to 通院期間の満了 (Completion of Outpatient Treatment Period).
 - 通院期間の満了 leads to 医療終了決定 (Decision to End Medical Treatment).
 - 指定通院医療機関 leads to 処遇終了等申立て (Application for Disposition End, etc.) to 地方裁判所 (審判).
 - 地方裁判所 (審判) leads to 医療終了決定 (Decision to End Medical Treatment).

2. 処遇決定までの具体的な流れ

①重大な他害行為を行った者が検察官に送致される。

②以下のいずれかの処分・判決を受ける。

i) 対象行為を行い、かつ心神喪失者あるいは心神耗弱者であるとされて不起訴処分となる。

ii) 対象行為について、裁判所によって心神喪失を理由として無罪の確定判決を受ける。

- iii) 対象行為について、裁判所によって心神耗弱を理由として刑を減軽する旨の確定判決を受ける。(懲役または禁錮の実刑判決を受けて、執行すべき刑期がある場合を除く)
- ③ 検察官が、地方裁判所に対して、医療観察法による医療を受けさせる決定をするよう申立てる。
- ④ 対象者が鑑定入院医療機関に入院する。期間は原則2か月以内。鑑定医による精神鑑定を実施。
- ⑤ 保護観察所において、生活環境の調査が実施される。保護観察所の社会復帰調整官が必要な調査を行う。
- ⑥ 地方裁判所で当初審判が行われる：裁判官1人と精神保健審判員（精神科医）1人が合議体を構成して、処遇に関する決定をする。必要に応じて、精神保健参与員（精神保健福祉士等の有資格者）から意見を聴く。
- ⑥ 処遇が決定される → ①入院処遇 or ②通院処遇 or ③不処遇

3. 処遇決定後の流れ

1) 入院処遇

- ① 入院：指定入院医療機関（厚生労働大臣が指定）で専門的医療（厚生労働省が作成した「入院ガイドライン」に沿った医療）、社会復帰調整官による退院後に向けた生活環境調整を受ける。
- ② 入院期間：上限は定められていない。目標は1年6か月。6か月ごとに地方裁判所が入院継続の可否を判断する。
- ③ 退院：指定入院医療機関、対象者本人、その保護者又は付添人からの申立により地方裁判所が認めた場合に許可される。

2) 地域社会内（通院）処遇

- ① 対象：当初審判で通院処遇の決定を受けた者、指定入院医療機関からの退院を許可された者。
- ② 通院：指定通院医療機関において、原則3年間の継続的な通院医療を受ける。
- ③ 処遇終了：保護観察所、対象者からの申立により地方裁判所が認めた場合は途中で終了する。
必要と認められる場合は、地方裁判所の決定により、2年を超えない範囲で延長が可能。
* 通院処遇期間中でも、精神保健福祉法による入院（措置入院、医療保護入院など）は可能。

4. 保護観察所の業務（医療観察法19条）

- ① 地方裁判所の求めに応じ、当初審判時の対象者の生活環境の調査をし、その結果を報告。
- ② 入院中の対象者の社会復帰促進のため、本人や家族等の相談に応じ、退院後の生活環境の調整。
- ③ 地域社会内処遇の継続的医療確保のため、本人との接触や関係機関からの報告等を通じ、治療継続状態や生活状況を見守り、必要な措置等を講ずる精神保健観察の実施。
- ④ 対象者ごとの地域社会内処遇の具体的内容の決定。実施計画に基づいた援助が適切に実施されるよう関係機関の相互間の連携を確保。
- ⑤ 保護観察所の所掌事務として、通院医療の処遇の終了、通院期間の延長、再入院等の申立。（保護観察所長の申立により、地方裁判所が判断する。）

5. 社会復帰調整官（医療観察法20条）

- 1) 職務：精神保健福祉等に関する専門的知識を活かし、医療観察法に基づいて保護観察所が行うこととされている生活環境の調査、生活環境の調整、精神保健観察などの業務に従事する。
- 2) 身分：保護観察所に配置される、一般職の国家公務員。
- 3) 資格要件：①精神保健福祉士等の指定された資格を有すること。②精神保健福祉に関する業務において8年以上の実務経験を有すること。③大学卒業以上の学歴を有すること。

V. 更生保護における近年の動向と課題

1. 社会福祉士・精神保健福祉士の矯正施設への配置

- 1) 目的：再犯防止の一環として、疾病や障害により自立した生活を営むことが困難な受刑者や少年院在院者を円滑に福祉サービスにつなげる業務の充実。

2) 役割：①特別調整に関する業務、②身体上・精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ（精神保健福祉士は「精神障害を有する者の社会復帰の相談に応じ」）、助言、指導、福祉サービス提供者又は医師その他の関係者との連絡、調整その他の援助に関する業務。

3) 配置開始：2004（平成 16）年～精神保健福祉士、2007（平成 19）年～社会福祉士

4) 福祉専門官の配置

①2014（平成 16）年から、新たな職種として常勤職員の「福祉専門官」を刑務所に配置。

採用条件＝5 年以上の相談援助経験のある社会福祉士か精神保健福祉士

②配置状況：刑事施設 48 庁、少年院 3 庁（2019（平成 31）年 2 月現在）。

2. 地域生活定着促進事業（旧称：地域生活定着支援事業）

1) 概要：高齢又は障害により自立が困難な矯正施設退所者に対し、退所後直ちに福祉サービス等につなげ、地域生活への定着を図ることを目的として、2009（平成 21）年より開始。

2) 方法：各都道府県の地域生活定着支援センター（2011（平成 23）年度末までに全都道府県に開設済み）と保護観察所が協働して進める地域生活定着促進事業を推進する。

3) 内容：①帰住地調整のためのコーディネート業務、②地域生活への定着のためのフォローアップ業務、③退所後の福祉サービス利用等についての相談支援業務

4) 支援対象：矯正施設に収容されている高齢者や障害者で、下記の特別調整、一般調整の対象者等

特別調整：高齢（概ね 65 歳以上）又は障害を有する人で、帰住予定地が確保されていない人への調整。

一般調整：福祉サービスを受けることが必要と認められる障害者・高齢者で、釈放後の帰住先がある人への調整。

3. 自立更生促進センター（就業支援センター）

1) 概要：親族等や民間の更生保護施設では円滑な社会復帰が困難な仮釈放者、少年院仮退院者を対象とし、保護観察所に併設した宿泊施設で、保護観察官による指導監督や就労支援を行うことで、対象者の再犯防止と自立を図ることを目的に国が設置。

2) 業務の内容：保護観察官が直接、濃密な指導監督と手厚い就労支援を行う。

3) 設置箇所：沼田町就業支援センター（2007（平成 19）年 10 月開設）、北九州自立更生促進センター（2009（平成 21）年 6 月開設）、茨城就業支援センター（2009（平成 21）年 9 月開設）、福島自立更生促進センター（2010（平成 22）年 8 月開設）の 4 か所。

4. 自立準備ホーム

1) 概要：2011（平成 23）年 4 月より、刑務所出所者等で適当な住居の確保が困難な者に対して、社会の中に多様な受け皿を確保することを目的として「緊急的住居確保・自立支援対策」が開始。

2) 内容：保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者、保護観察所が宿泊の提供や自立のための生活指導、食事の給与を委託。

3) 形態：事業者が管理する施設、アパートの一室、一軒家など多様。

5. 刑の一部執行猶予制度

- ・2016（平成 28）年 6 月から施行。

- ・従来、裁判所が懲役または禁錮の刑を言渡すときには、刑期の全部を実刑とするか、刑期の全部を執行猶予とするかのいずれかの選択肢しか存在しなかった。

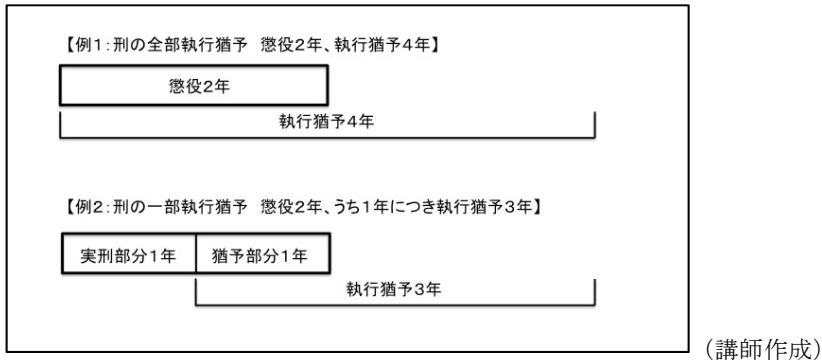
- ・刑務所から仮釈放となった場合でも、保護観察が付されるのは刑の残りの期間のみのため、十分な処遇期間を確保することが困難であった。

- ・初入者等（前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者等）について、3 年以下の懲役又は禁錮

の刑を裁判所が言渡す場合に、1年以上5年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予できるとするもの（刑法27条の2第2項）。初入者等については、罪名は問わない。初入者等が刑の一部の執行猶予期間中に保護観察に付されるかどうかは、裁判所の裁量による。

- ・累犯者については、薬物使用等の罪を犯した者についてのみ、この制度が適用される（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律）。なお、累犯者で薬物使用等の罪を犯した者の場合は、刑の一部の執行猶予期間中は必ず保護観察に付される。

図2 刑の全部執行猶予と一部執行猶予の違い



- ・新制度では、施設内処遇後も十分な社会内処遇の期間を確保することが可能となる。特に薬物使用等の罪を犯した者の場合は、物理的に薬物から隔離できる施設内処遇だけでなく、誘惑の多い社会に出てからも社会内処遇を継続できることは再犯防止に有効であると考えられている。

6. 再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）

- ・「再犯者率」（検挙人員に占める再犯者の割合）の上昇 → 再犯防止が大きな課題
- ・2016（平成28）年12月、再犯の防止等の推進に関する法律が施行

1）基本理念

- ①犯罪をした者等の多くが、定職・住所を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する。
- ②犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする。
- ③犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である。
- ④調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる。

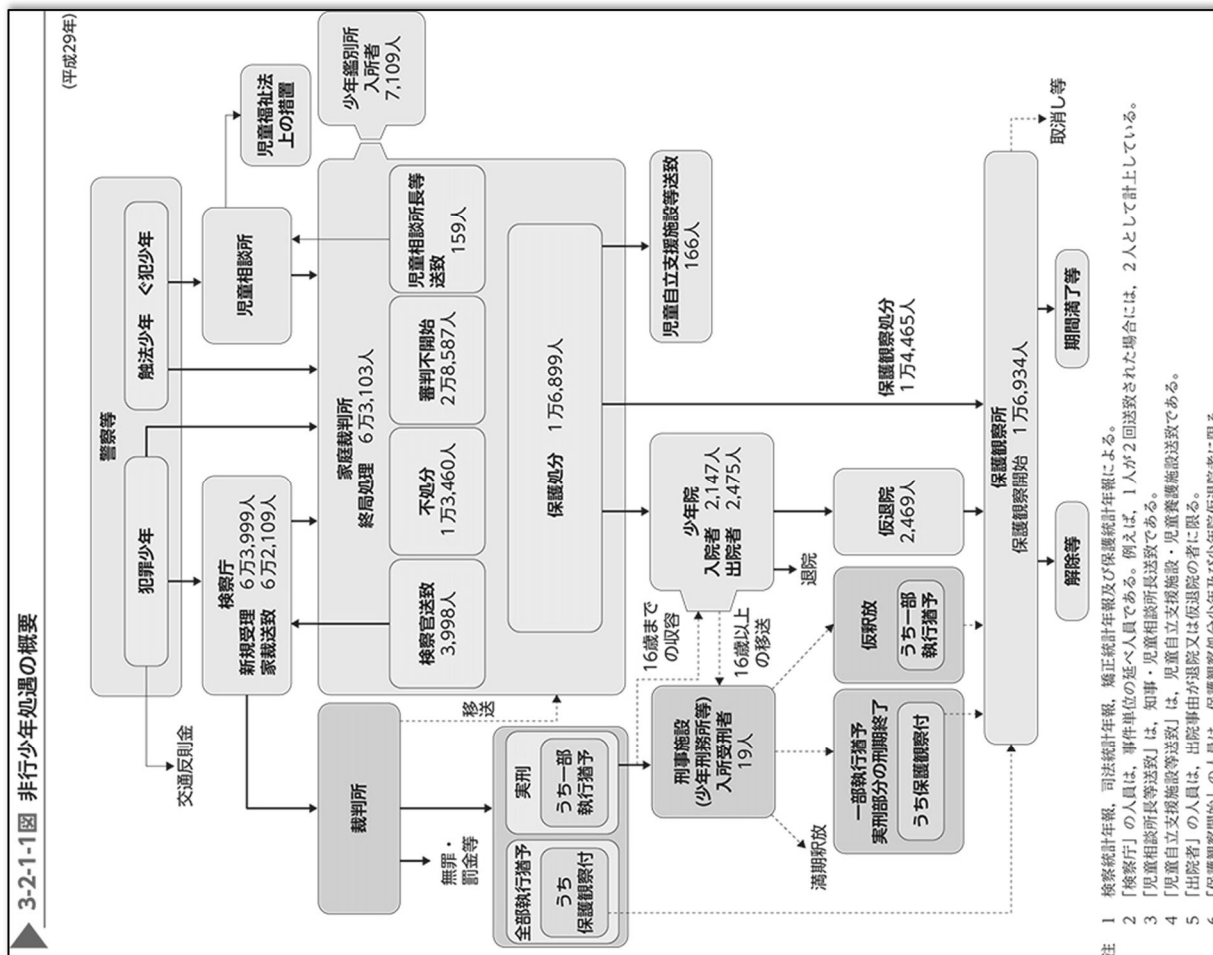
2）国等の責務

- ①国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有する。
- ②地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国と適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有する。

3）再犯防止推進計画

政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（**再犯防止推進計画**）を策定しなければならない。

図4 非行少年に対する手続の流れ



```

graph LR
    A[検察統計年報] --> C[解除等]
    B[司法統計年報] --> C
    C --> D[期間満了等]
    D --> E[取消し]
  
```